

泉大津急性期メディカルセンター  
臨床研修プログラム  
(広域連携型)

2026 年度版

## 泉大津急性期メディカルセンター 臨床研修プログラム（広域連携型）

### 目次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 社会医療法人生長会の理念と基本方針                 | 4  |
| 泉大津急性期メディカルセンターの基本方針と臨床研修の基本方針と理念 | 5  |
| I. 泉大津急性期メディカルセンターの沿革             | 6  |
| II. 泉大津急性期メディカルセンターと研修関連施設の概要     | 7  |
| III. プログラムの名称                     | 27 |
| IV. 定員、収容定員                       |    |
| V. プログラムの目標                       |    |
| VI. プログラムの特色                      |    |
| VII. プログラム責任者と参加施設の概要             | 30 |
| (1) プログラム責任者                      |    |
| (2) プログラム参加施設                     |    |
| (3) プログラム参加施設と研修プログラムの概要          |    |
| (4) 指導医・指導者・協力型病院・協力施設指導医リスト(別紙)  |    |
| VIII. プログラムの管理運営体制                | 32 |
| (1) 研修管理委員会の職務と権限                 |    |
| (2) 研修管理委員会の構成                    |    |
| IX. 研修カリキュラム                      | 34 |
| (1) 研修内容と到達目標                     |    |
| 行動目標 : 医療人として必要な基本姿勢・態度           |    |

経験目標 : 各診療科・施設において「経験すべき診察法・検査・手技」  
「経験すべき症状・病態・疾患」、「特定の医療現場」

(2) 研修医の勤務時間

(3) 教育に関する行事

(4) 研修医の指導体制

|                              |    |
|------------------------------|----|
| X. 研修の記録及び評価方法               | 35 |
| X I. 研修カリキュラム修了の認定及び証書の交付    | 36 |
| XII. 研修修了基準                  |    |
| XIII. 研修カリキュラム修了後のコース        |    |
| XIV. 泉大津急性期メディカルセンター臨床研修規定   | 40 |
| XV. 研修医の応募手続（募集要項、願書、選考基準など） | 42 |
| XVI. 研修医の処遇について              | 43 |
| 研修診療科別 研修カリキュラム              | 44 |

## 社会医療法人生長会 理念 基本方針

### 私たちの理念

#### 【使命】

愛の医療と福祉の実現

#### 【会是】

地域と職員と共に栄えるチーム

Y u ・ k i ・ t o ・ d o ・ k u ゆき届いたサービス

### 私たちの基本方針

#### 【私たちのチャレンジ】

チームとして、そしてパートナーとしてチャレンジします。

健康の向上や回復を願うみなさまと、それをお手伝いする私たちは、その目的を共有するチームです。その目的の達成のために、お互いがパートナーとして情熱をかたむけ、ベストを尽くすことこそ、最良の方法であると確信しています。

3つのベストにチャレンジします。

私たちは、最適の治療（ベストケア）、最善の心配り（ベストケア）、最高のパートナーシップ（ベストパートナーシップ）の実現を目指しています。

#### 【私たちのお約束】

1. 私たちは、みなさまに「良質な医療を平等に提供」いたします。
2. 私たちは、みなさまに「十分なご説明」をいたします。
3. 私たちは、みなさまが「納得された上での医療」に臨んでいただけるようご協力いたします。
4. 私たちは、みなさまに「十分な情報」を提供いたします。
5. 私たちは、みなさまの「人としての尊厳」を守ります。
6. 私たちは、みなさまの「プライバシーや秘密」を守ります。

# 泉大津急性期メディカルセンターの基本方針

Excellent hospital - 地域のリーディングホスピタルとなる -

## 泉大津急性期メディカルセンター

### 臨床研修の基本方針と理念

#### 「正義」ある医療の理解と実践

- 人として当たり前のことを当たり前に行える医療人の育成に主眼をおきます。
- 社会人としての良識と常識を持ち合わせた人間形成に心がけます。
- 常に「悩める方」の心と身体を中心に考え、周辺への心配りを忘れず、自身の心に人を導く灯りと愛をもって、人に接する精神を育みます。
- 安心を与え、満足を得るべく、プライマリ・ケアの基盤とより高度な専門医療への道しるべを築きます。

一生涯にわたり、医療に従事するものとして誇りをもち、プロフェッショナルとして自覚し、いつも自身を向上させる「こころざし」を体得させます。

## I. 泉大津急性期メディカルセンターの沿革

令和6年12月 泉大津急性期メディカルセンター 開設

### 関連施設紹介

#### 【 社会医療法人生長会 】

##### 急性期病院

泉大津急性期メディカルセンター      ベルランド総合病院      阪南市民病院

##### 回復期リハ・療養型病院

府中病院      ベルピアノ病院（ベルアンサンプル内）

##### 不妊専門クリニック

府中のぞみクリニック

##### 健診センター

ベルクリニック      府中クリニック

##### 介護老人保健施設

ベルアモール

##### グループホーム

ベルアモールハウス

##### 看護師・助産師育成

ベルランド看護助産大学校

##### 高齢者向け住宅

ベルヴィオロン（ベルアンサンプル内）

ベルシャンテ

##### 院外調理センター

ベルキッチン

##### 複合型サービス

ベルシャンテハウス

##### 保険外リハビリ

脳梗塞集中リハビリセンター

#### 【 社会福祉法人悠人会 】

##### 特別養護老人ホーム

ベルファミリア      ベルライブ（ベルタウン）      ベルアルプ（ベルアンサンプル）

##### 介護老人保健施設

サンガーデン府中      サンガーデンハウス・テラス      ベルアルト（ベルタウン）

##### 保育園

ベルキンダー（ベルタウン）      ベルキンダー安井

## Ⅱ．泉大津急性期メディカルセンターと研修関連施設の概要

### 1．泉大津急性期メディカルセンター

病院名 泉大津急性期メディカルセンター  
郵便番号 595-0031  
所在地 大阪府泉大津市我孫子 97-1  
開設者 泉大津市長 南出 賢一  
管理者 院長 竹内 一浩  
電 話 0570-021199 (代)  
FAX 0725-58-8231  
所管保健所 大阪府和泉市保健所  
交通機関 \*JR 阪和線・和泉府中駅下車 西口出口 徒歩 9 分  
\*南海本線・泉大津駅より、  
南海バスで和泉府中駅前バス停下車 徒歩 3 分  
\*泉北高速鉄道・和泉中央駅より、  
南海バス(泉大津駅前行き)和泉府中駅前バス下車 徒歩 3 分

< 病 床 数 > 一般病床 300 床 (うち HCU12 床、ICU8 床、SCU6 床)

### < 診療科 >

- 内科
- 循環器内科
- 消化器内科
- 呼吸器内科
- 血液内科
- 内分泌内科
- 精神科
- 脳神経内科
- 外科
- 消化器外科
- 肝胆膵外科
- 呼吸器外科
- 乳腺外科
- 心臓血管外科
- 脳神経外科
- 整形外科
- 泌尿器科
- 皮膚科
- 形成外科
- 婦人科
- リハビリテーション科
- 麻酔科
- 救急科
- 放射線科
- 放射線治療科
- 病理診断科

### < 診療指定 >

- ・保険医療機関
  - 二次救急告示病院
  - 労働者災害補償保険法指定医療機関
  - 労災アフターケア実施医療機関「頸脊髓損傷のアフターケア」
  - 戦傷病者特別援護法指定医療機関
  - 結核予防法指定病院
  - 指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療・精神通院医療）
  - 母体保護法指定病院
  - 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関
  - 基幹型臨床研修病院
  - 日本医療機能評価機構認定病院
  - 卒後臨床研修評価機構認定病院
  - 難病指定医療機関
  - 大阪府がん診療拠点病院
  - 特定行為研修指定研修機関
  - 外国人患者受入れ医療機関認証
  - DPC 対象病院
- 厚生労働大臣が定める医療機関別係数 1.5617(基礎係数 1.0718、機能評価係数(Ⅰ)0.3846、機能評価係数(Ⅱ)0.0745) [2024.12.1 現在]

### < 各種承認事項(施設基準等) >

- 抗菌薬適正使用体制加算
- 医療 DX 推進体制整備加算
- 一般病棟入院基本料
- 総合入院体制加算 3
- 救急医療管理加算
- 超急性期脳卒中加算



- 診療録管理体制加算 1
- 医師事務作業補助体制加算 1
- 急性期看護補助体制加算
- 看護職員夜間配置加算
- 療養環境加算
- 重症者等療養環境特別加算
- 無菌治療室管理加算 1
- 無菌治療室管理加算 2
- 緩和ケア診療加算
- 栄養サポートチーム加算
- 医療安全対策加算 1
- 感染対策向上加算 1
- 患者サポート体制充実加算
- 重症患者初期支援充実加算
- 報告書管理体制加算
- 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- 呼吸ケアチーム加算
- 術後疼痛管理チーム加算
- 後発医薬品使用体制加算 1
- 病棟薬剤業務実施加算 1
- 病棟薬剤業務実施加算 2
- データ提出加算
- 入退院支援加算
- 認知症ケア加算
- せん妄ハイリスク患者ケア加算
- 精神疾患診療体制加算
- 地域医療体制確保加算
- 特定集中治療室管理料 3

- ハイケアユニット入院医療管理料 1
- 短期滞在手術等基本料 1
- 外来栄養食事指導料の注 2 に規定する基準
- 心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に規定する遠隔モニタリング加算
- がん性疼痛緩和指導管理料
- がん患者指導管理料イ
- がん患者指導管理料ロ
- がん患者指導管理料ハ
- がん患者指導管理料ニ
- 移植後患者指導管理料（造血幹細胞移植後）
- 婦人科特定疾患治療管理料
- 二次性骨折予防継続管理料 1
- 二次性骨折予防継続管理料 3
- 下肢創傷処置管理料
- 院内トリアージ実施料
- 夜間休日救急搬送医学管理料の注 3 に規定する救急搬送看護体制加算
- 外来放射線照射診療料
- 外来腫瘍化学療法診療料 1
- 連携充実加算
- 療養・就労両立支援指導料の注 3 に規定する相談支援加算
- 開放型病院共同指導料
- がん治療連携計画策定料
- 肝炎インターフェロン治療計画料
- 薬剤管理指導料
- 地域連携診療計画加算
- 医療機器安全管理料 1
- 医療機器安全管理料 2
- 救急患者連携搬送料
- 在宅療養後方支援病院

- 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
- 遺伝学的検査の注1に規定する施設基準
- 骨髄微小残存病変量測定
- B R C A 1 / 2 遺伝子検査
- H P V 核酸検出及びH P V 核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
- ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（S A R S - C o V - 2 核酸検出を含まないもの）
- ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）
- 検体検査管理加算（Ⅰ）
- 検体検査管理加算（Ⅳ）
- 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ヘッドアップティルト試験
- 神経学的検査
- 前立腺針生検法（MR I 撮影及び超音波検査融合画像によるもの）
- 画像診断管理加算2
- C T 撮影及びMR I 撮影
- 冠動脈C T 撮影加算
- 心臓MR I 撮影加算
- 乳房MR I 撮影加算
- 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- 外来化学療法加算1
- 無菌製剤処理料
- 心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
- 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- がん患者リハビリテーション料
- エタノールの局所注入（副甲状腺）

- 人工腎臓
- 組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合に限る。）
- 四肢・軀幹軟部悪性腫瘍手術及び骨悪性腫瘍手術の注に掲げる処理骨再建加算
- 後縦靱帯骨化症手術（前方進入によるもの）
- 椎間板内酵素注入療法
- 緊急穿頭血腫除去術
- 内視鏡下脳腫瘍生検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出術
- 脳血栓回収療法連携加算
- 脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術
- 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- 癒着性脊髄くも膜炎手術（脊髄くも膜剥離操作を行うもの）
- 乳癌センチネルリンパ節加算 1 及びセンチネルリンパ節生検（併用）
- 乳癌センチネルリンパ節加算 2 及びセンチネルリンパ節生検（単独）
- 乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの）及び乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの））
- ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）
- 食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膀胱腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、脛腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）
- 経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
- 不整脈手術 左心耳閉鎖術（胸腔鏡下によるもの）
- 経皮的中隔心筋焼灼術
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）
- 大動脈バルーンパンピング法（IABP法）
- 腹腔鏡下リンパ節群郭清術（傍大動脈）
- 腹腔鏡下リンパ節群郭清術（側方）

- 骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- 腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）
- 腹腔鏡下胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- 腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下噴門側胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- 腹腔鏡下胃全摘術（単純全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃全摘術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- 腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）
- 胆管悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る。）
- 体外衝撃波胆石破碎術
- 腹腔鏡下肝切除術
- 体外衝撃波膵石破碎術
- 腹腔鏡下膵腫瘍摘出術
- 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
- 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剝離術
- 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
- 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- 腹腔鏡下腎盂形成手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 人工尿道括約筋植込・置換術
- 精巣内精子採取術
- 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- 腹腔鏡下仙骨腔固定術
- 腹腔鏡下仙骨腔固定手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下腔式子宮全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）

- 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る。）
- 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る。）
- 腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- 輸血管理料Ⅰ
- 輸血適正使用加算
- 貯血式自己血輸血管理体制加算
- 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- 麻酔管理料（Ⅰ）
- 麻酔管理料（Ⅱ）
- 周術期薬剤管理加算
- 放射線治療専任加算
- 外来放射線治療加算
- 高エネルギー放射線治療
- 1回線量増加加算
- 強度変調放射線治療（IMRT）
- 画像誘導放射線治療（IGRT）
- 体外照射呼吸性移動対策加算
- 定位放射線治療
- 定位放射線治療呼吸性移動対策加算
- 保険医療機関間の連携による病理診断
- 病理診断管理加算2
- 悪性腫瘍病理組織標本加算
- 看護職員処遇改善評価料60
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 入院ベースアップ評価料63

## < 救急医療 >

二次救急告示病院

## < 高度医療機器設備 >

- 手術支援ロボット da Vinci Xi サージカルシステム
- 高精度放射線治療装置 True Beam
- 定位放射線治療装置 CyberKnife
- 磁気共鳴断層撮影装置 (MRI 3.0) PHILIPS 社製
- 血管連続撮影装置
- RI 診断装置
- 128 列マルチディテクターCT
- マンモグラフィー撮影装置

## < 学会認定・指定 >

- 日本高血圧学会専門医認定施設
- 日本循環器学会認定循環器専門医研修施設
- 日本心血管インターベンション治療学会認定研修関連施設
- 日本心血管インターベンション治療学会 Rotablator 認定施設
- 日本消化器病学会認定施設
- 日本消化器内視鏡学会認定指導施設
- 日本血液学会認定専門研修認定施設
- 日本さい帯血バンクネットワーク登録移植医療機関
- 日本骨髄バンク 非血縁間抹消血幹細胞採取認定施設
- 日本骨髄バンク/日本造血・免疫細胞療法学会 非血縁者間骨髄採取認定施設
- 日本造血・免疫細胞療法学会 非血縁者間造血幹細胞移植認定診療科
- JALSG (日本成人白血病治療共同研究グループ) 施設会員
- 日本臨床腫瘍学会認定研修施設
- 日本神経学会専門医制度認定教育関連施設

- 日本外科学会外科専門医制度修練施設
- 日本乳癌学会認定施設
- 日本消化器外科学会専門医修練施設
- 日本大腸肛門病学会認定施設
- 日本がん治療認定医機構認定研修施設
- 乳房再建用インプラント実施施設（一次一期再建、一次二期再建、二次再建）
- 乳房再建用エキスパンダー実施施設（一次再建、二次再建）
- 日本膵臓学会認定指導施設
- 日本胃癌学会認定施設 B
- 日本肝胆膵外科学会 修練施設 B
- 日本整形外科学会専門医研修施設
- 日本脊椎脊髄病学会 椎間板酵素注入療法実施可能施設
- 日本脳神経外科学会専門研修プログラム連携施設
- 日本脳卒中学会認定研修教育病院
- 日本脳卒中学会一次脳卒中センター（PSC）
- 日本脳神経血管内治療学会研修施設
- 日本泌尿器科学会認定専門医教育施設
- 日本病理学会研修認定施設
- 日本医学放射線学会放射線科専門医修練機関



## 2. 研修関連施設とその概要

### 協力型病院・協力施設

|       |
|-------|
| 小児科研修 |
|-------|

#### 1：ベルランド総合病院

|       |                     |
|-------|---------------------|
| 病院名   | 社会医療法人生長会　ベルランド総合病院 |
| 郵便番号  | 599－8247            |
| 所在地   | 大阪府堺市中区東山500番地3     |
| 開設者   | 理事長　亀山　雅男           |
| 管理者   | 院　長　片岡　享            |
| 電　話   | 072－234－2001（代）     |
| FAX   | 072－234－2003        |
| 所管保健所 | 大阪府堺市保健所            |
| 病床数   | 一般病床　477床           |

#### 2：和泉市立総合医療センター

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 施設名   | 医療法人徳洲会　和泉市立総合医療センター |
| 郵便番号  | 594－0073             |
| 所在地   | 大阪府和泉市和気町四丁目5番1号     |
| 開設者   | 和泉市長　辻　宏康            |
| 管理者   | 和泉市長　辻　宏康            |
| 電　話   | 0725－41－1331（代）      |
| FAX   | 0725－43－3350         |
| 所管保健所 | 大阪府和泉市保健所            |
| 病床数   | 一般病床　307床            |

#### 3：阪南市民病院

|       |                     |
|-------|---------------------|
| 施設名   | 社会医療法人生長会　阪南市民病院    |
| 所在地   | 599－0202　大阪府阪南市下出17 |
| 開設者   | 阪南市長　上甲　誠           |
| 管理者   | 院　長　藤本　尚            |
| 電　話   | 072－471－3321        |
| FAX   | 072－471－6543        |
| 所管保健所 | 大阪府阪南市保健所           |
| 病床数   | 185床                |

4：泉大津市立周産期小児医療センター

施設名 泉大津市立周産期小児医療センター  
郵便番号 595-0027 大阪府泉大津市下条町16番1号  
開設者 泉大津市長 南出 賢一  
管理者 院長 破戸 克規  
電話番号 0725-32-5622  
FAX 0725-32-8056  
所管保健所 大阪府泉大津市保健所  
病床数 230床

産婦人科研修

1：泉大津市立周産期小児医療センター

施設名 泉大津市立周産期小児医療センター  
郵便番号 595-0027 大阪府泉大津市下条町16番1号  
開設者 泉大津市長 南出 賢一  
管理者 院長 破戸 克規  
電話番号 0725-32-5622  
FAX 0725-32-8056  
所管保健所 大阪府泉大津市保健所  
病床数 230床

精神科研修

1：久米田病院

施設名 医療法人利田会 久米田病院（昭和37年4月開設）  
郵便番号 596-0816  
所在地 大阪府岸和田市尾生町6丁目 12-31  
開設者 理事長 利田 泰之  
管理者 院長 利田 泰之  
電話 0723-49-6700（代）  
FAX 0723-49-6709  
所管保健所 大阪府岸和田市保健所  
病床数 精神 494床

2：阪南病院

施設名 医療法人杏和会 阪南病院  
郵便番号 599-8263  
所在地 大阪府堺市中区八田南之町277  
開設者 理事長 後藤田 公一  
管理者 院長 黒田 健治  
電話 072-278-0381  
FAX 072-277-2661  
所管保険所 大阪府堺市保健所  
病床数 精神 690 床

3：和泉中央病院

施設名 医療法人貴生会 和泉中央病院  
郵便番号 594-0042  
所在地 大阪府和泉市箕形町六丁目9番8号  
開設者 理事長 生谷 昌弘  
管理者 理事長 生谷 昌弘  
電話 0725-54-1380 FAX 0725-54-1235  
所属保健所 大阪府和泉市保健所  
病床数 206 床

4：こころあ病院

施設名 医療法人永和会 こころあ病院  
郵便番号 597-0044  
所在地 大阪府貝塚市森497番地  
開設者 理事長 南川 佳之  
管理者 院長 横谷 昇  
電話番号 072-446-0166 FAX 072-447-1275  
所属保健所 大阪府貝塚市保健所  
病床数 450 床

地域医療研修

1：阪南市民病院

施設名 社会医療法人生長会 阪南市民病院  
郵便番号 599-0202  
所在地 大阪府阪南市下出17

開設者 阪南市長 上甲 誠  
管理者 院長 藤本 尚  
診療科 総合診療科、内科（循環器内科、消化器内科、糖尿病内科）、外科、消化器外科、整形外科、脳神経外科、腫瘍外科、小児科、皮膚科、形成外科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、急病救急科、麻酔科、歯科口腔外科  
電 話 072-471-3321 FAX 072-471-6543  
病床数 185床

## 2：西伊豆健育会病院

施設名 医療法人社団健育会 西伊豆健育会病院（平成元年7月開設）  
郵便番号 410-3514  
所在地 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科138-2  
開設者 理事長 竹川 節男  
管理者 院長 仲田 和正  
診療科 内科、外科、脳神経外科、整形外科、循環器内科、泌尿器科、リハビリテーション科、呼吸器科、皮膚科  
電 話 0558-52-2366（代） FAX 0558-52-2369  
病床数 78床

## 3：高野山総合診療所

施設名 高野町立高野山総合診療所（旧称：高野町立高野山病院）  
郵便番号 648-0211  
所在地 和歌山県伊都郡高野町大字高野山631番地  
開設者 高野町長 平野 嘉也  
管理者 院長 田中 瑛一朗  
診療科 内科、外科、眼科、小児科  
電 話 0736-56-2911（代）  
FAX 0736-56-2912  
病床数 2床（平成28年6月24日～）

## 4：雲南市立病院

施設名 雲南市立病院  
郵便番号 699-1221  
所在地 島根県雲南市大東町飯田96番地1  
開設者 雲南市長 石飛 厚志

管理者 院長 大谷 順

診療科 内科、小児科、外科、整形外科、泌尿器科、産婦人科、皮膚科、耳鼻咽喉科、  
リハビリテーション科、地域ケア科、歯科口腔外科

電 話 0854-47-7500(代) FAX 0854-47-7501

病床数 281 床

## 泉大津急性期メディカルセンター近隣地図 < 関連施設との位置関係

≧

泉大津急性期メディカルセンター

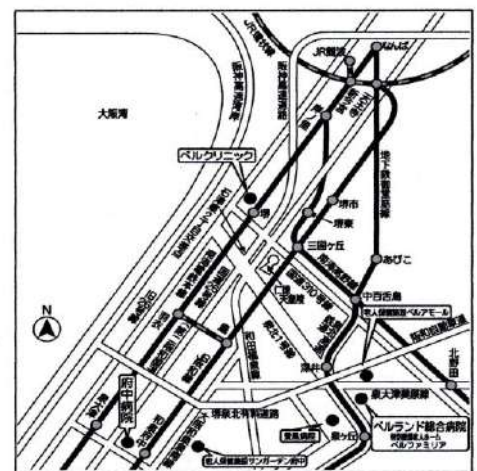
〒595-0031 大阪府泉大津市我孫子 97-1

ベルランド総合病院

〒599-8247 大阪府堺市中区東山 500-3

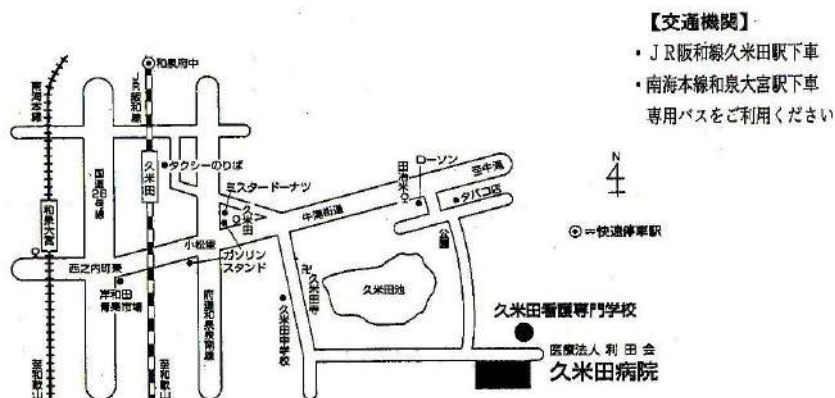
専用送迎バス運行

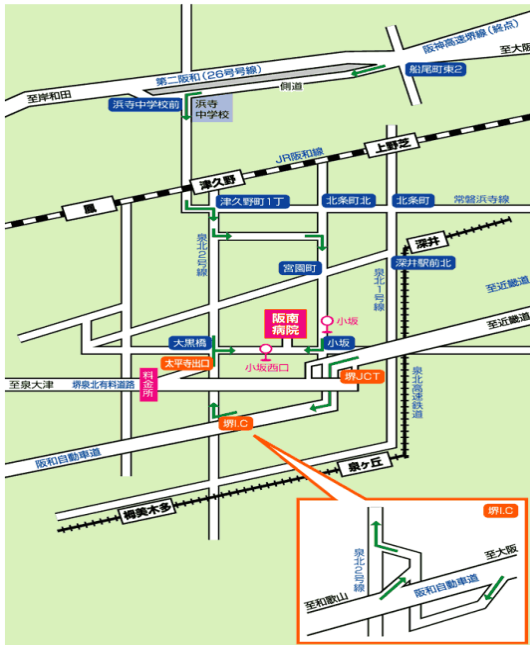
泉大津急性期メディカルセンター — ベルランド総合病院 区間



医療法人利田会 久米田病院

〒596 - 0816 大阪府岸和田市尾生町 6 丁目 1 2 - 3 1





医療法人杏和会 阪南病院

〒599-8263

大阪府堺市中区八田南之町 277

泉大津急性期メディカルセンター —  
阪南病院

◆ 車 : 約 25 分

◆ 電車

JR 阪和線 津久野駅 下車

南海バス

「小坂」または「小坂西口」下車

医療法人貴生会 和泉中央病院

〒594-0042

大阪府和泉市箕形町六丁目 9 番 8 号

泉大津急性期メディカルセンター — 和泉中央病院

◆ 車 : 約 20 分

◆ 電車 : 泉北高速鉄道 和泉中央駅 下車

南海バス 約 15 分



泉大津市立周産期小児医療センター

〒595-0027

大阪府泉大津市下条町 16 番 1 号

泉大津急性期メディカルセンター ― 泉大津病院

◆ 車 : 約 10 分

◆ バス : 南海バス 約 10 分



医療法人永和会 こころあ病院

〒597-0044

大阪府貝塚市森 497 番地

泉大津急性期メディカルセンター ― こころあ病院

◆ 車 : 約 30 分





和泉市立総合医療センター  
合医療センター病院間

泉大津急性期メディカルセンター — 和泉市立総合医療センター

〒594 - 0073

◆車：約 15 分 ◆徒歩：20 分

大阪府和泉市和気町四丁目 5 番 1 号



西伊豆健育会病院

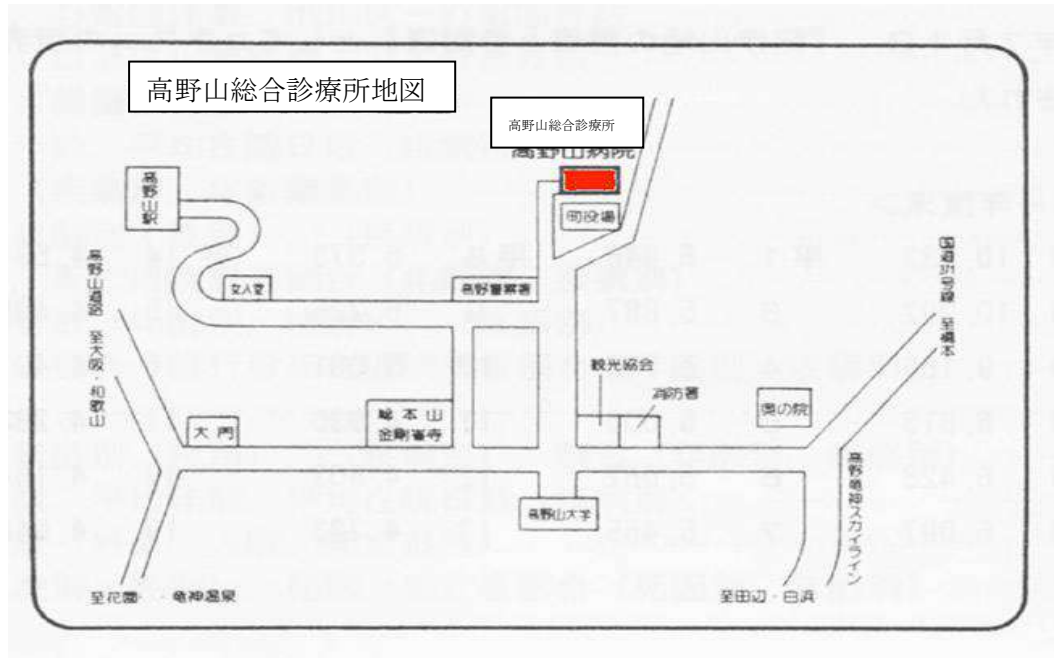
〒410-3514 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科 1 3 8-2





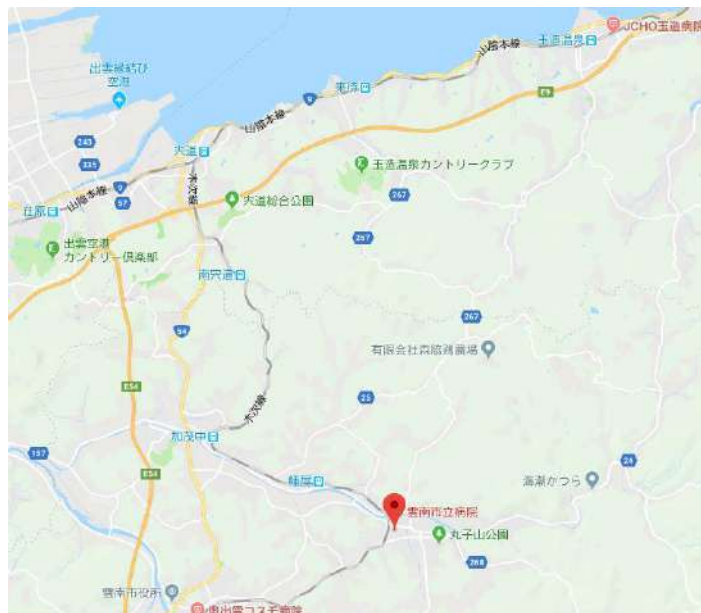
## 高野山総合診療所

〒648-0211 和歌山県伊都郡高野町大字高野山 6 3 1 番地



## 雲南市立病院

〒699-1221 島根県雲南市大東町飯田 96 番地 1



## 阪南市民病院

〒599-0202 大阪府阪南市下出17



### Ⅲ. プログラムの名称

泉大津急性期メディカルセンター広域連携型臨床研修プログラム  
(番号：030776406 )

### Ⅳ. 定員、収容定員

本プログラムの定員は各学年 1 名とする。(1 年次 1 名、2 年次 1 名)

### Ⅴ. プログラムの目標

社会医療法人生長会で働く職員全員の共有財産である‘AIF フィロソフィー’に基づき、当院の医療サービスを利用される人びと、そのご家族、そして地域社会とのパートナーシップを築きながら、有機的に働きうる研修医を育成することを目的とする。

よって、当院で研修を受けようとする研修医は、将来の専門性に関わらず、2 年間の総合診療研修に専念し、プライマリ・ケアの基本的な診療能力を身につけるとともに、院内のチーム医療、救急医療の現場や地域の医療・福祉機関との連携などの経験を通じて、医師としての全人格教育、豊かな人間性を涵養することを目標とする。

### Ⅵ. プログラムの特色

本プログラムは、泉大津急性期メディカルセンターを基幹型施設とし、都市部の急性期医療と地方の地域密着型医療の双方を経験することを通じて、幅広い診療能力と多様な価値観を有する医師を育成することを目的としている。

#### 1. 都市部の高度急性期医療と地方の地域密着医療の双方を経験できること

本プログラムでは、1 年次に泉大津急性期メディカルセンターにおいて、内科、外科、救急等を中心に、救急医療や集中治療（ICU 管理）を含む高度急性期医療を幅広く経験する。また、2 年次には周産期医療や小児医療にも触れる機会を設け、総合的な臨床能力を育成する。

#### 2. 2 年次における 6 か月間の地域医療研修の実施

2 年次の 2 4 週間は島根県雲南市に位置する雲南市立病院において地域医療研修を行う。中山間地域における地域包括ケアシステムのもと、外来診療、病棟管理、在宅医療、訪問診療、多職種連携を実地に学び、地域住民に寄り添う医療の在り方を体得する。

### 3. 地域医療推進および医師偏在是正に資する人材育成

本プログラムは、国が推進する医師偏在是正施策に基づき、地域医療に従事しうる意欲と適性を持った医師の育成を目指す。地域医療の現場を長期間にわたり実体験することで、地域医療の重要性と魅力を深く理解し、将来の進路選択の幅を広げる機会を提供する。

### 4. 基幹施設および地域施設による一体的な指導体制とサポート

研修期間中は、基幹施設・地域施設双方に指導医・教育担当者を配置し、個々の研修医に対してきめ細かな指導を行う。地域医療研修中においても、定期的なオンライン面談等により、基幹施設が研修医を継続的に支援し、安心して研修を継続できる体制を整えている。

### 5. 多様なキャリアパスを支援する体制

本プログラムでは、地域医療に興味を持った研修医には、雲南市立病院をはじめとする地域施設での継続的なキャリア形成を支援する一方で、都市部志向や専門診療科志向の研修医に対しても柔軟に対応し、多様な進路希望に応えうる体制を構築している。基本研修および必修研修科目以外の期間は、研修医自らの希望もしくは到達目標の到達度に応じて、選択科目の研修をうける。研修期間は、原則として2年間とする。

## 1. カリキュラムの構成

医師臨床研修制度に基づき、内科・外科・小児科・産婦人科・精神科・救急科の6科目を必修とし、また麻酔科については2年時の自由選択枠にて研修するよう推奨している。地域医療は雲南市立病院にて6か月(24週以上)行う。

当院では週単位ではなく月単位での研修を行う。

### ■1年目ローテーションについて

必修科の内科〈循環器内科・消化器内科・血液内科・呼吸器内科の中から2診療科を3ヶ月ずつもしくは3診療科を2ヶ月ずつ選択〉を6ヶ月(24週以上)、救急を3ヶ月(12週以上)と必修外科は一般外科を2ヶ月(8週)とし、選択外科として1ヶ月(4週)は外科系診療科〈外科・整形外科・脳神経外科・形成外科・泌尿器科〉の中から選択しローテーションすることを必修にしている。

### ■2年目ローテーションについて

必修科目である産婦人科、小児科、精神科は各1ヶ月(4週以上)ずつ協力型もしくは協力施設にて研修を行う。地域医療研修については上記の通り6ヶ月(24週以上)雲南市立病院で研修を行う。

その他3ヶ月(32週)は自由選択とし、研修医自らが将来を見据え、希望もしくは到達目標の到達度に応じて、選択科目の研修をうける。選択科目研修期間にて研修該当診療科および

研修実施施設は以下のとおりである。当院にて研修を実施する診療科＜循環器内科・消化器内科・血液内科・糖尿病内科・呼吸器内科・外科・心臓血管外科・整形外科・脳神経外科・泌尿器科・救急・婦人科・麻酔科・放射線科・形成外科・病理部・皮膚科＞協力型病院もしくは協力施設にて研修を実施する診療科＜精神科・小児科・地域医療・産婦人科＞但し、協力施設にて研修できる上限期間は、3ヶ月間とする。

■CPCは泉大津急性期メディカルセンターにて実施する。

○ 選択科目

以下の診療科から希望に応じて複数科の研修が可能。

内科系 （循環器内科、血液内科、消化器内科、呼吸器内科等）

外科系 （外科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、形成外科等）

上記以外（麻酔科・放射線科・心臓血管外科・婦人科・病理部・皮膚科、協力型病院もしくは協力施設にて研修を実施する診療科＜精神科・小児科・地域医療・産婦人科＞）

○ 他施設研修科目および研修実施施設について

小児科研修： 社会医療法人生長会 ベルランド総合病院  
医療法人徳洲会 和泉市立総合医療センター  
社会医療法人生長会 阪南市民病院  
泉大津市立周産期小児医療センター

精神科研修： 医療法人利田会 久米田病院  
医療法人杏和会 阪南病院  
医療法人貴生会 和泉中央病院  
医療法人永和会 こころあ病院

地域医療研修： 雲南市立病院（※6か月必須）  
医療法人社団健育会 西伊豆健育会病院  
高野町立高野山総合診療所  
社会医療法人生長会 阪南市民病院

産婦人科研修： 泉大津市立周産期小児医療センター

■初診外来研修について

当院では1年目研修医は月1から2回、2年目研修医が月4回程度、各科ローテーションを問わず（必修科は除く）初診外来研修として各自実際に初診外来の診療を行い、常にフィードバックできる体制を整えている。指導体制としては当院の総合診療センターに所属する医師がマンツーマン体制で指導にあたっている。また雲南市立病院から指導を招聘し、少人数制での初診外来研修を行っている。

## 2. 基本研修及び必修科と選択科の研修内容

### a. 基本研修・必修診療科研修

厚生労働省の定める基準に沿って設定された研修期間ならびに到達目標であり、当プログラムにおける全ての研修医が修めるべきものである。到達目標は行動目標と経験目標からなる。

### b. 選択科研修

必修科の研修を終了したものにおいて、厚生労働省の定める卒後研修目標の達成を一層充実したものとし、かつ必修科研修中に達成不十分であった目標が、2年間の研修修了時には最終的に達成しうるよう選択できるものである。

## VII. プログラム責任者と参加施設の概要

### 1. プログラム責任者

#### ◆ プログラム責任者（教育責任者）

花谷 彰久：泉大津急性期メディカルセンター 副院長 心不全センター長  
医師研修センター 初期臨床研修室長

#### ◆ 副プログラム責任者

高柳 成徳：泉大津急性期メディカルセンター 消化器内科部長  
医師研修センター 初期臨床研修室長補佐

### 2. プログラム参加施設

基幹型臨床研修病院 泉大津急性期メディカルセンター

協力型臨床研修病院 社会医療法人生長会 ベルランド総合病院  
社会医療法人生長会 阪南市民病院  
医療法人徳洲会 和泉市立総合医療センター  
泉大津市立周産期小児医療センター  
医療法人利田会 久米田病院  
医療法人杏和会 阪南病院  
医療法人貴生会 和泉中央病院  
医療法人永和会 こころあ病院  
協力施設 医療法人社団健育会 西伊豆健育会病院  
高野町立高野山総合診療所  
雲南市立病院

### 3. プログラム参加施設と研修プログラムの概要

本プログラムによる臨床研修は主に泉大津急性期メディカルセンターで行われるが、小児科については、ベルランド総合病院、和泉市立総合医療センター、阪南市民病院、泉大津市立周産期小児医療センター、精神科は久米田病院、阪南病院、和泉中央病院、こころあ病院、産婦人科は泉大津市立周産期小児医療センターで実施する。地域医療研修は、協力施設の各施設の中から選択して実施する。

カリキュラムでの内科研修及び外科研修における専門診療科は、診療科の体制や希望を考慮し複数科のローテーションとなる。

### 4. 指導医リスト（別紙あり）

指導者リスト（別紙あり）

協力型病院・協力施設指導医（別紙あり）

## VIII. プログラムの管理運営体制

当院の臨床研修を管理運営する体制として、そして、研修医をあらゆる面で評価し、サポートできる組織として、プログラム責任者（教育責任者）と当院各科責任者及び各協力施設の指導責任者他、看護部長、管理部長(事務責任者)等によって構成された「研修管理委員会」を設ける。

### 1. 研修管理委員会の職務と権限

- ① 研修管理委員会は本プログラムによる研修医の臨床研修目標達成に責任を持つ。
- ② 研修管理委員会は研修医の採用選考、研修カリキュラムの検討、研修指導医の決定を行う。
- ③ 研修管理委員会は研修施行に関する各施設及び診療科への連絡、指導を行う。
- ④ 研修管理委員会は研修実施の評価と認定の指導を行う。
- ⑤ 2年間の研修修了時に研修管理委員会は、総合診療方式における基本的研修目標の達成度を判定し、これを院長に報告する。院長は研修修了と目標達成についての最終判定を行い、研修修了証を交付し、その結果について厚生労働大臣に報告する。

### 2. 研修管理委員会の構成：

|       | 氏 名    | 役 職   | 所属診療科（部署）   |
|-------|--------|-------|-------------|
| 委 員 長 | 竹内 一浩  | 院 長   | 外科センター      |
| 副委員長  | 花谷 彰久  | 副 院 長 | 心不全センター     |
| 書 記   | 大西 由希子 | 室 長   | 医局支援室       |
| 委 員   | 高柳 成徳  | 部 長   | 消化器内科       |
| 委 員   | 津村 圭   | センター長 | 総合診療センター    |
| 委 員   | 長谷川 剛  | センター長 | クオリティ管理センター |
| 委 員   | 梁 尚志   | 副 院 長 | 呼吸器内科       |
| 委 員   | 山崎 裕子  | 部 長   | 糖尿病・内分泌科    |
| 委 員   | 家口 尚   | 副 院 長 | 整形外科        |
| 委 員   | 山本 啓雅  | 副 院 長 | 集中治療センター    |
| 委 員   | 田口 晴之  | 院長代理  | 循環器内科       |
| 委 員   | 堂上 友紀  | 部 長   | 冠疾患内科       |
| 委 員   | 竹下 宏明  | 部 長   | 循環器内科       |
| 委 員   | 麥谷 安津子 | センター長 | 血液疾患センター    |
| 委 員   | 伊藤 和博  | 部 長   | 脳神経内科       |
| 委 員   | 田中 浩明  | センター長 | 外科センター      |
| 委 員   | 野田 英児  | 部 長   | 外科センター      |
| 委 員   | 山片 重人  | 部 長   | 外科センター      |



|     |        |         |             |
|-----|--------|---------|-------------|
| 委 員 | 大平 豪   | 部 長     | 外科センター      |
| 委 員 | 岩内 武彦  | 部 長     | 外科センター      |
| 委 員 | 森崎 晃正  | 部 長     | 心臓血管外科      |
| 委 員 | 三橋 豊   | 部 長     | 脳外科・脳卒中センター |
| 委 員 | 播本 幸司  | 部 長     | 泌尿器科        |
| 委 員 | 笹岡 隆一  | 部 長     | 整形外科        |
| 委 員 | 仲 哲史   | 部 長     | 整形外科        |
| 委 員 | 山崎 則行  | 部 長     | 婦人科         |
| 委 員 | 西村 恭昌  | センター長   | 放射線治療センター   |
| 委 員 | 石井 清午  | 部 長     | 放射線科        |
| 委 員 | 林 いづみ  | 部 長     | 形成外科        |
| 委 員 | 小林 あい子 | 医 長     | 皮膚科         |
| 委 員 | 保坂 直樹  | 部 長     | 病理診断科       |
| 委 員 | 西山 明秀  | センター長   | 急病救急センター    |
| 委 員 | 檜垣 はる香 | 医 長     | 精神科         |
| 委 員 | 榎木 圭介  | 医 長     | 麻酔科         |
| 委 員 | 村下 公祐  | 初期臨床研修医 | 初期臨床医代表     |
| 委 員 | 楠本 茂雅  | 部 長     | クオリティ管理センター |
| 委 員 | 河原田 益代 | 部 長     | 看護部         |
| 委 員 | 奥村 峰和  | 部 長     | 管理部         |
| 委 員 | 小泉 祐一  | 副 部 長   | 診療技術部・薬剤部   |
| 委 員 | 大東 芳子  | 室 長     | 感染制御室       |
| 委 員 | 木村 初   | 科長補佐    | 薬剤部         |
| 委 員 | 中村 麻弥  | 室長補佐    | 医療安全管理室     |

| 研修実施責任者 |        | 所属機関内役職名 | 所 属 機 関 名        |
|---------|--------|----------|------------------|
| 委 員     | 沖永 剛志  | 副院長      | ベルランド総合病院        |
| 委 員     | 坂東 賢二  | 部 長      | 和泉市立総合医療センター     |
| 委 員     | 利田 泰之  | 院 長      | 久米田病院            |
| 委 員     | 黒田 健治  | 院 長      | 阪南病院             |
| 委 員     | 生谷 昌弘  | 理 事 長    | 和泉中央病院           |
| 委 員     | 堂城 真友子 | 副 院 長    | 阪南市民病院           |
| 委 員     | 仲田 和正  | 院 長      | 西伊豆健育会病院         |
| 委 員     | 田中 瑛一朗 | 院 長      | 高野山総合診療所         |
| 委 員     | 西 英明   | 院 長      | 雲南市立病院           |
| 委 員     | 田中 和東  | 部 長      | 泉大津市立周産期小児医療センター |

委 員 横谷 昇 院 長 ころあ病院

| 有 識 者 |       | 備 考 |             |
|-------|-------|-----|-------------|
| 外部委員  | 梅田 卓郎 | 院 長 | 医療法人梅田クリニック |
| 外部委員  | 渡邊 敬子 |     | 和泉市民 地域代表   |

## IX. 研修カリキュラム

(1) 研修診療科別 各科研修カリキュラム (別添：36 頁以降参照)

(2) 研修医の勤務時間

勤務時間は病院の規定により常勤医と同様(午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分)とする。

日・祝日を含む 4 週 8 休制。

時間外勤務・当直業務あり。

有給休暇、夏期・年末年始の休暇有り

(3) 教育に関する行事

|                   |                |
|-------------------|----------------|
| 研修開始時オリエンテーション    | (約 2 週間)       |
| B L S / A C L S   | (入職後 1 年以内の受講) |
| C P C (死亡症例検討会含む) | (年間約 6 回以上開催)  |
| 各種スキルアップ講習会       | (年間約 10 回開催)   |
| モーニングレクチャー        | (毎週 1 回開催)     |
| 症例検討会             | (毎月 2 回開催)     |
| 感染対策講演会           | (毎月 1 回開催)     |
| 医療安全研修            | (定期開催)         |
| 院内感染対策に関する教育研修    | (定期開催)         |
| サービスクリエーション 21    | (12 月)         |
| (法人内 T Q M 活動発表会) |                |
| 若手医師のための特別講演会     | (年間約 3 回以上開催)  |
| 緩和ケア講習会           | (2 年次に受講)      |
| アドバンス・ケア・プランニング   | (年間約 1 回以上開催)  |
| 医療倫理研修            | (年間約 1 回以上開催)  |
| ハラスメント研修          | (年間約 1 回以上開催)  |
| 看護部主催コース別勉強会      | (随時)           |

#### （４）研修医の指導体制

当院では、各科研修医 1 名に対し原則として担当指導医 1 名とする。指導は基本的に厚生労働省が認めた指導医講習会を修了した医師が担当する。疾患や病態によっては随時現場医師や上級医からの指導や指示を受けることができるよう、現場経験重視型の研修体制を取る。担当指導医は研修医がローテートする各診療科・部門の指導責任者と連絡を密にし、研修医の評価や指導について適宜検討し、研修医に目標を達成させるために連携する。全ての指導医は、プログラム責任者によって統括・管理され、研修管理委員会に集約される。研修管理委員会は、研修医が一貫した研修指導を受けられるよう指導医の調整や、診療科間及び施設間の研修環境の整備、研修医からの相談窓口としての対応など、様々な面で研修医をバックアップできるよう心がけている。

### X. 研修の記録及び評価方法

研修医の基本的診療能力の到達度は各研修分野・診療科ローテーション時に適宜指導医が PG-EPOC（E-Portfolio of Clinical training for PostGraduates）などの評価システムと研修医評価票Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを用いて評価を行い、それらの評価結果に基づいた形成的評価（フィードバック）を随時行う。到達目標未達成の項目や各評価レベル 3 に達していない場合は残りの研修期間で到達できるように面談し計画を立てる。研修修了時には PG-EPOC と研修医評価票Ⅰ、Ⅱ、Ⅲすべての評価を総合的に判断し、達成度判定票を記載し、各科責任者による総括的評価が行われる。また 1 年に 1 回、基本的臨床能力評価試験も行っている。診療能力以外の評価として研修医は研修評価票Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを含む 360 度評価によって指導医からだけでなく、同僚の研修医、看護師等メディカルスタッフや患者からも評価を受ける。

研修医は自らの研修過程を研修医手帳に記録する医師研修センターは定期的に研修医手帳を確認し、研修の進捗状況を把握するようにしている。

プログラム責任者はこれらの記録や評価をもとに定期的に研修医と面談し、適切なフィードバックを行っている。

## X I． 研修カリキュラム修了の認定及び証書の交付

2年間の臨床研修修了後に、研修管理委員会は基本及び必修研修目標の達成度を判定し、これを統括責任者である病院長に報告する。病院長は研修修了と目標達成についての最終判定を行い、研修修了証を交付し、その結果については厚生労働大臣に報告する。

## X II． 泉大津急性期メディカルセンター初期臨床研修医に定める研修修了基準

制定 2024 年 12 月 1 日

泉大津急性期メディカルセンター初期臨床プログラムでは、初期臨床研修医が行うべき研修の修了認定基準を下記のとおり定める。

1. 必修科である内科 6 ヶ月(24 週以上)と救急 3 ヶ月(12 週以上)、外科 2 ヶ月(8 週)と選択外科 1 ヶ月(4 週)を 1 年目の間に履修し、2 年目は必修科である地域医療と小児科、産婦人科、精神科を各 1 ヶ月(4 週以上)履修すること。
2. 厚生労働省の定める経験すべき症候 29 項目と経験すべき疾病・病態 26 項目の病歴要約(PG-EPOC 上)もしくはレポート 55 通と CPC レポート、外科レポート、その他 3 項目(死亡診断書・紹介状・紹介状の返書)の全 60 通を提出していること。うち 25 通以上は病歴要約に考察を加えたレポートを指導医へ提出の上、確認署名を得ていること。(※レポート作成数、提出期限は別に定める病歴要約規定を参照)
3. 臨床研修到達目標は、医師法 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の「臨床研修の到達目標―別添 1」に基づき、「経験すべき症候、疾病・病態」が 100%経験され、臨床研修評価表(I、II、III)すべての項目において指導医より到達レベル 3 以上の評価を受け、かつ PG-EPOC に入力完了されていること。
4. 本プログラムの臨床研修到達目標は、医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修にかんする省令の「臨床研修の到達目標、方略及び評価」に基づくものとする。
5. 年 2 回の形成的評価(フィードバック)を受けていること。
6. 病理解剖は研修期間内(2 年間)に必ず 1 回以上参加すること。
7. CPC 発表は研修期間内(2 年間)に必ず 1 回以上行うこと。
8. 研修期間内(2 年間)に必ず院外の学会等で発表を年 1 回以上行わなければならない。  
※学会等とは…全国的な学会や研究会、複数の都道府県にまたがる地方会とする。  
定期的・継続的に開催されていないもの、私的なもの及び都道府県単位の地方会は含まない。
9. 必修科である内科 6 ヶ月(24 週以上)と救急 3 ヶ月(12 週以上)、外科 2 ヶ月(8 週)と選択外科 1 ヶ月(4 週)を 1 年目の間に履修し、2 年目は必修科である地域医療と小児科、産婦人科、精神科を各 1 ヶ月(4 週以上)ずつ履修すること。

10. 一般外来研修を研修期間内（2年間）に20日以上行うこと。
11. BLS講習会・ACLS講習会を必ず受講すること。
12. 研修医に必須参加としている勉強会や講習会は必ず参加すること。

- ・モーニングレクチャー
- ・感染症レクチャー（年9回以上）
- ・スキルアップ研修会
- ・緩和ケア研修会
- ・医療安全に関する研修会
- ・感染管理に関する研修会
- ・倫理に関する研修会
- ・災害に関する研修会
- ・医療診療部・管理職研修会（年1回）
- ・創立記念式典（年1回）等

当直帯対応や、やむを得ない事情で欠席する場合は事前に医師研修センターまで届け出ること。

13. 全研修期間を通じて、感染対策、予防医療、虐待、社会復帰支援、緩和ケア、アドバンスケア・プランニング（ACP・人生会議）、臨床病理検討会（CPC）等、基本的診療において必要な分野・領域等に関する研修に参加すること。
14. 研修期間(2年間)を通じた休止期間の上限は90日(通算)とする。  
(研修施設において定める休日は含まない)
15. 健康診断や予防接種については適宜連絡し、必要であれば必ず受けること。
16. 上記の履修を修了した臨床研修医を対象に、達成度判定票を用いて報告を行い、研修管理委員会での議を経て研修管理委員会委員長(泉大津急性期メディカルセンター長)が適格者を認定し、臨床研修修了証を授与する。
17. 前条に掲げる履修を修了できなかった臨床研修医については、引き続き研修期間の延長を行い同一プログラムでの研修を行うこと。

なお、一般の研修医よりも長い期間研修を行ったとしても、修了時の資格は同等である。

#### **(7) 臨床研修の修了認定について**

初期研修管理委員会は、研修医の研修期間の終了に際し、臨床研修に関する研修医の評価を行い、管理者に対し、研修医の評価を報告しなければならない。

中断証を提出し臨床研修を再開した研修医については、中断証に記載された評価を考慮する。

これをもって、基幹型臨床研修病院の管理者は、初期研修管理委員会の評価に基づき、研修医が臨床研修を修了したと認めるときは、速やかに、研修医に対して、臨床研修修了証（様式14）を交付しなければならない。

#### **【研修期間終了時の評価】**

2年以上の研修期間を終了し、修了判定を行い、臨床研修修了証の交付を行うことが原則である。研修期間中の修了見込で判定を行うことも可能であるが、期間終了時に修了基準を満たしていなければ、その判定は取り消しとなることに留意が必要である。そのような事態を避けるために判定日前に到達目標を満たしておく等、計画的に研修を実施すべきである。

### 【未修了あるいは中断と評価された研修医の修了認定】

未修了の場合は、その理由により、到達目標が達成できうる期間を設定し、その期間終了の際に再評価を行うこととなる。この場合の研修期間は研修医ごとに異なり、それぞれの終了日に修了証を交付することになる。

また、研修を中断し、別の病院で再開した場合は、受け入れた研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間の終了の際に、中断前の評価もふまえて最終的な評価を行うことになる。

### 【医籍登録の手続き】

臨床研修が修了した後に、医籍登録の手続きを速やかに行うように助言・指導が必要である。

泉大津急性期メディカルセンター初期臨床プログラムでは、初期臨床研修医が行うべき研修の修了認定基準を下記のとおり定める。

18. 厚生労働省の定める経験すべき症候 29 項目と経験すべき疾病・病態 26 項目の病歴要約に考察を加えたもの、CPC レポート、外科レポート、その他 3 項目（死亡診断書・紹介状・紹介状の返書）全てを指導医へ提出の上、確認署名を得ていること。

臨床研修到達目標は、医師法 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の「臨床研修の到達目標一別添 1」に基づき、「経験すべき症候、疾病・病態」が 100%経験され、かつ PG-EPOC に入力されていること。

19. 病歴要約レポート提出について各期日までに定められた枚数の病歴要約レポート提出を必須とし、研修診療科で経験した病歴要約レポートはその診療科の指導医に確認を受けること。

病歴要約レポート提出期限は、最終年度の 12 月末日までとする。ただし、最終年度の 1 月～2 月に小児科・産婦人科・精神科・地域医療で経験すべき項目の提出期限は 2 月末日とする。

20. 病理解剖は研修期間内(2 年間)に必ず 1 回は参加すること。

また、CPC 発表も研修期間内(2 年間)に必ず 1 回は行うこと。

21. 研修期間内(2 年間)に必ず院外の学会等で発表を年 1 回以上行わなければならない。

※学会等とは…全国的な学会や研究会、複数の都道府県にまたがる地方会とする。

定期的・継続的に開催されていないもの、私的なもの及び都道府県単位の地方会は含まない。

22. 必修科である内科 6 ヶ月(24 週以上)と救急 3 ヶ月(12 週以上)、外科 2 ヶ月(8 週)と選択外

科 1 ヶ月 (4 週) を 1 年目の間に履修し、2 年目は必修科である小児科、産婦人科、精神科を各 1 ヶ月 (4 週以上) ずつと地域医療研修を 6 か月 (24 週以上) 履修すること。

23. 研修期間 (2 年間) を通じた休止期間の上限は 90 日 (通算) とする。

(研修施設において定める休日は含まない)

24. 研修医に必須参加としている勉強会や講習会 (CPC や総合栄養管理委員会勉強会等々) は必ず参加すること。

当直帯対応や、やむを得ない事情で欠席する場合は事前に医師研修センターまで届け出ること。

25. 健康診断や予防接種については適宜連絡し、必要であれば必ず受けること。

26. 上記の履修を修了した臨床研修医を対象に、達成度判定票を用いて報告を行い、研修管理委員会での議を経て研修管理委員会委員長 (泉大津急性期メディカルセンター長) が適格者を認定し、臨床研修修了証を授与する。

27. 前条に掲げる履修を修了できなかった臨床研修医については、引き続き研修期間の延長を行い同一プログラムでの研修を行うこと。

なお、一般の研修医よりも長い期間研修を行ったとしても、修了時の資格は同等である。

### **XIII. 研修カリキュラム修了後のコース**

2 年間の臨床研修修了後の進路は、研修医の希望を聞き、当法人の状況に照らし合わせて、研修医がさらに上級の研修や専門医を目指して当法人の医員となるのか、または他施設 (基幹病院、大学院進学など) へ進むかなどの進路について適切に対応する。尚、特定の大学等に偏った進路指導は行わない。

## XIV. 泉大津急性期メディカルセンター 臨床研修規定

(目的)

- 第1条 この規定は、泉大津急性期メディカルセンターにおいて、医師法第16条の2で規定する臨床研修の適正かつ円滑な実施をはかることを目的とする。

(臨床研修医の資格)

- 第2条 昭和43年法律47号による改定後の医師法の規定により、医師免許を取得した者に限定する。

- 第3条 臨床研修医（以下、「研修医」とする）は別に定める募集要項により、応募者の中から選考の上、最終的には病院長が採用を決定し、理事長が承認する。

- 第4条 研修医の身分は、病院の常勤職員とし、初期臨床研修室に所属する。

- 第5条 研修医の勤務時間は、職員の勤務時間に準じ、平日・土曜午前8時45分～午後5時15分とする。但し、研修カリキュラムによって、時間外勤務及び日祝日の宿日直勤務を命ずる場合がある。

- 第6条 研修医の報酬は、当院の職員給与規定に基づき、月額で支給される。基本給は1年次、2年次ともに350,000円。当直料を別途支給することとし、各種保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）への加入が適用される。尚、アルバイトは禁止する。

- 第7条 研修医の福利厚生は、他の病院常勤職員（医師）と同様の取り扱いとする。

(研修施設と臨床研修期間)

- 第8条 臨床研修は、泉大津急性期メディカルセンターの他、ベルランド総合病院、阪南市民病院、和泉市立総合医療センター、泉大津市立周産期小児医療センター、医療法人利田会久米田病院、医療法人杏和会阪南病院、医療法人貴生会和泉中央病院、医療法人永和会こころあ病院、医療法人社団健育会西伊豆健育会病院、高野町立高野山総合診療所、雲南市立病院で行い、研修期間は原則として2年間とする。所定の臨床研修を修了した者には、研修管理委員会はその研修成果を考慮し、臨床研修修了証を授与する。



第9条 委員長は研修管理委員会を招集し、臨床研修の効果的な実施と各関連施設間、及び診療時間での円滑な連絡と協同臨床研修を図るものとする。

(災害補償)

第10条 研修医の公務上の災害（通勤災害も含む）に対する補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法第50号）の定めるところによる。

第1版 2024年12月1日

## XV. 研修医の応募手続（募集要項、願書、選考基準など）

### 臨床研修医募集要項

泉大津急性期メディカルセンター  
院長 竹内 一浩

当院は、医師法第16条の2第1項に基づく厚生労働大臣の指定する臨床研修指定病院として下記のとおり研修医を募集いたしますので、ご希望の方は出願手続をお取り下さい。

### 記

【 研修期間 】 2026 年 4 月 1 日より 2 年間

【 研修内容 】 厚生労働省の基準を満たす泉大津急性期メディカルセンター臨床研修プログラムによる 2 年間の総合診療研修

【 募集人数 】 1 名

【 応募資格 】 1) 2026 年医師免許取得見込み者 （国家試験合格後正式採用）  
医師臨床研修マッチングプログラム参加者  
2) 医師免許取得後 1 年未満の者

【 応募手続 】 下記の書類を添えて提出締切日までに当院指定の宛先まで送付すること

1) 履歴書

2) 初期研修申込書

※ 1)、2)は当院所定の用紙にて作成すること。病院ホームページからダウンロード、もしくは当院より郵送案内も可能。ご希望の方は下記の連絡先まで問い合せください。

【 応募締切 】 履歴書・初期研修申込書受付締切（郵送）

2025 年 7 月 26 日 （消印有効）

【 選考基準 】 面接・筆記試験

【 郵送先および問い合わせ 】

- 郵送先 〒595-0031  
大阪府泉大津市我孫子 97-1  
泉大津急性期メディカルセンター 医局支援室 臨床研修担当 宛て
- 問合せ先 泉大津急性期メディカルセンター 医局支援室 臨床研修担当  
電 話 0570-021199  
E-mail kenshu@imc.seichokai.or.jp

## XVI. 研修医の処遇について

泉大津急性期メディカルセンターでは、研修医の処遇を以下のように定める。

身分 常勤(正規)職員

給与 基本給 1年次 350,000 円 2年次 350,000 円  
当直手当、他賞与等は別途支給

宿舎 有 (単身用)  
病院内に研修医共用室 有

社会保険・労働保険等

公的医療保険 (生長会健康保険組合)  
公的年金保険 (厚生年金・大阪府病院年金基金)  
労働災害補償保険法適用  
雇用保険 (常勤職員に準じる)

健康診断 年 2 回 (予防接種等は適宜実施)

研修活動 参加可 活動費用 (病院規定内で一部負担)

# 研 修 診 療 科 別

## 研修カリキュラム